

委託業務契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

平成31年4月17日

奈良県知事 荒井正吾

第1. 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

平成31年度 奈良県建設業講習会開催業務委託

2 入札物件の内容等

入札説明書及び仕様書によります。

3 委託期間

令和元年5月9日から令和2年3月31日まで

4 履行場所

奈良県橿原市他

5 入札方法

入札は、総額金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。))第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 3 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- 5 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者名簿のうち、次に該当する登録区分で登録している者であること。

大分類	Q 役務の提供
中分類／小分類	5 広告・イベント業務／①広告・イベント業務 又は 7 諸サービス／⑮その他サービス

- 6 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- 7 奈良県内に本店又は営業所(奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限りま  
す。)を有すること。
- 8 平成21年4月1日以降、公告日までに完了した、講習会又は研修会の開催業務の  
元請実績(国又は地方公共団体が発注したもの)を有していること。

### 第3 入札書の提出場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び競争入札参加資格確認申請書の提出  
場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設業指導係(県庁分庁舎6階)

担当：小川、城山

TEL：0742-27-5429

FAX：0742-27-5313

- 2 入札説明書及び仕様書の配布

配付期間 公告日から平成31年4月23日(火)まで

直接配付の場合は、土・日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

配付場所 ホームページからのダウンロード、又は第3の1に定める事務担当部  
署での配付

ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/4143.htm>

- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間 平成31年4月19日(金)から平成31年4月23日(火)  
午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設業指導係

- 4 入開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月8日(水) 午前10時

(2) 場 所 奈良市登大路町30 奈良県庁分庁舎6階 入札室

### 第4 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則(昭和  
39年5月奈良県規則第14号)第11条の2項に基づき入札金額の100分の5に相  
当する額を損害賠償請求します。

- 3 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

#### 4 入札に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の提出資料に基づき第2の5から8の規程に該当すると認められる者を落札対象者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札者は、入札説明書に定めるところにより、見積根拠資料を作成し入札書とともに提出しなければなりません。
- (6) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札時に提出してください。

#### 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

#### 6 契約書作成の要否

要します。

#### 7 落札者の決定方

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 8 手続きにおける交渉の有無

有（入札説明書に示す競争入札参加資格確認申請の手続きが必要です。）

#### 9 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償責務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 第5 その他

詳細は、入札説明書によります。